

岩手県告示第 82 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条第 2 号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 19 年 2 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区の名称	漁業の区分
種市加入区	1 以外の総トン数 10 トン未満の漁船漁業、定置漁業
小子内浜加入区	定置漁業
中野加入区	定置漁業
久慈市加入区	定置漁業
野田村加入区	定置漁業
普代村加入区	定置漁業
羅賀加入区	1 及び 2 以外の総トン数 10 トン未満の漁船漁業、定置漁業
島越加入区	定置漁業
小本浜加入区	1 から 3 まで以外の総トン数 10 トン未満の漁船漁業、沖合底びき網漁業（100 トン未満）及び定置漁業
田老町加入区	総トン数 10 トン未満の漁船により専らえ縄を使用してさけをとることを目的とする漁業及び定置漁業、 1 から 3 まで以外の総トン数 3 トン未満の漁船漁業
宮古加入区	定置漁業
重茂加入区	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び 定置漁業
織笠加入区	定置漁業
大浦加入区	定置漁業
船越湾加入区	小型さんま棒受網漁業及び定置漁業
大槌町加入区	小型さんま棒受網漁業及び定置漁業
釜石東部加入区	定置漁業
釜石湾加入区	総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業及び定置漁業
唐丹町加入区	小型いか釣り漁業及び定置漁業
吉浜加入区	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船漁業及び定置漁業
越喜来加入区	定置漁業
綾里加入区	定置漁業
赤崎加入区	定置漁業
広田町加入区	中型さんま棒受網漁業及び定置漁業
小友加入区	定置漁業
高田町加入区	定置漁業